

防府市自治基本条例推進協議会設置の趣旨及び役割

1 趣旨

防府市の自治の基本を定める最高規範として、自治の担い手である市民等と市議会、行政（市長等）が防府の自治を推進するにあたって必要となる基本的なルールとして、平成 21 年に制定されました。

本条例は、第 32 条の規定により、「市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、市民の参画の下、この条例の見直しについて検討し、必要な措置を講じるものとします。」とされています。

このため、広く市民等の意見、提言等を反映するため「防府市自治基本条例推進協議会」を設置し、条例の運用状況の点検、見直しについて検討します。

2 役割

- ① 市政が条例の趣旨に沿って運用されているかの検証
- ② 条例の見直しが必要かの検討
- ③ 提言書の作成、提出

3 防府市自治基本条例推進協議会設置要綱

【資料 2】のとおり